

第37回奈良市上下水道事業懇談会の概要	
開催日時	平成27年3月2日（月）午後2時00分～午後4時00分
開催場所	奈良市企業局 4階 大会議室
議 題	(1) 東部地域における水道施設加算分担金について (2) 下水道事業会計の収支見通しと「奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等」の改正について (3) 口径300耗配水管漏水及び斜面崩落事故の応急復旧について
出席者	参加者 12人・局 12人・事務局 5人
開催形態	公開（傍聴人なし）
担当課	経営部経営管理課
質疑要旨	
資料1	<p>○東部地域における水道施設加算分担金について</p> <p>参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設加算分担金は、企業局としてはある時期に廃止するとのことですが、今まで分担金を徴収していたものをやめてしまうと不公平になるのではないのでしょうか。多少なりとも公平性を考え、負担の軽減や分割払いを可能とする方法もあると思います。 <p>企業局</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業局としては、分担金を廃止する方向で調整していますが、分納ということも選択肢の一つになると思います。これまで加算分担金は企業局の条例に基づき賦課していましたが、近年の加入状況は5件程度と少なくなってきました。加算分担金を分納もしくは廃止することで新規加入者を増やし、料金収入により資金を回収すべきではないかと考え、本日議題としてあげました。 <p>参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> 加算分担金の対象地域は、都祁・月ヶ瀬と合併する前の旧奈良市の東部地域になると思いますが、その都祁・月ヶ瀬との整合性はどのようになっているのですか。 <p>企業局</p> <ul style="list-style-type: none"> 加算分担金に係る企業局の条例では、都祁・月ヶ瀬を除く旧奈良市の東部地域のみを対象としています。しかし、一般的に奈良市東部地域と言

えば都祁・月ヶ瀬を含むという考え方もできるため、旧奈良市の東部地域は賦課して、都祁・月ヶ瀬は賦課しないというのは説明しにくいところです。

参加者

- ・奈良市において、上水道事業と簡易水道事業が平行して存在している中、公平な負担を考慮した場合、都祁・月ヶ瀬も含めて考えるべきだと思います。

参加者

- ・加算分担金制度は開始から20年以上経過しています。今日、水道事業は国民共通のインフラであり、あとから水道を引かれる方の負担を多少軽減するとしても、何らかの負担をするようにしたほうがいいと思います。

資料2

○下水道事業会計の収支見通しと「奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等」の改正について

参加者

- ・平成36年度までの財政収支見通しによると、収益的支出はほぼ横ばいとなっていますが、収益的収入は減少し続けています。おそらく料金収入、つまり水の使用量が減少しているため収入が減少していくという構造的な問題があると思います。

参加者

- ・借換債（資本費平準化債）が増加しているということですが、近年は利子がゼロに近いので、借換を繰り返した場合、コストが下がっていくのではないのでしょうか。

企業局

- ・借換債は、国が例外的に認めているため制約があります。例えば、法定耐用年数が50年の施設であれば毎年50分の1ずつ減価償却しますが、建設企業債の返済期限は通常30年が最大であるため、毎年30分の1ずつ返済しなければなりません。その差を埋めるために、借換債を発行することが認められています。企業局の試算によると、近い将来に借換の限度額に達し、返済するための資金が確保できなくなる可能性があります。

参加者

- ・平成31年度までは、公共下水道と農業集落排水の赤字が重なるため、かなりの額を返済しなければなりません。今後、大規模な投資をする予定もないと思いますし、平成31年度以降は公共下水道が黒字になるため赤字は減少していくのではないのでしょうか。

企業局

- ・一般会計からどこまで繰入できるかはわかりませんが、企業局としては、平成31年度以降の農業集落排水は構造的赤字であるため繰入金を受けると考えています。ただし、公共下水道の収支見通しは、資料で提示したよりも悪化するかもしれません。そうなった場合、平成36年度には累積の赤字が40億円になる可能性があります。

参加者

- ・もう少し資料をわかりやすく作成してもらいたいと思います。下水道事業全体でみた場合、このような結果になることはわかりますが、資金の使い道や国からの補助金がどの事業に対してもらえるか等、もう少しわかりやすい形で提示してもらった方が議論するのに適していると思います。

企業局

- ・よりわかりやすい資料を提供できるよう努力します。

参加者

- ・下水道事業受益者負担金の条例が変更になるそうですが、下水道供用開始区域内において下水道未接続の家庭は、今後接続すべきでしょうか。

企業局

- ・今後、取付ます設置の有無に関わらず、下水道本管を布設した地域は受益者負担金の賦課対象となります。取付ますを設置していない場合、今後3年間に設置工事を行えば、その工事費用は企業局が負担しますが、4年目以降は自己負担で行うこととなります。

参加者

- ・取付ます設置工事は、どのくらいの費用がかかるのですか。

企業局

- ・一般的な家庭で20万円から30万円程度かかります。平成27年4月から3年以内であれば企業局が負担しますが、その期間を過ぎると、現在使用

中の浄化槽やくみとり便所が故障した場合でも工事費は自己負担となります。ただし、いずれの場合でも企業局が負担するのは取付ますまでで、私設ますは自費での設置となります。

参加者

- ・下水道事業受益者負担金に関する条例の変更について、企業局から市民への周知は行っているのですか。

企業局

- ・市内各所に下水道未接続の家があるため、個別に通知するのは困難です。そのため、しみんだよりやホームページにより広報しています。また、市内の排水設備業者に通知しているので、業者から下水道未接続の家に営業してもらう形を想定しています。

資料3

○口径300配水管漏水及び斜面崩落事故の応急復旧について

参加者

- ・今回発生した斜面崩落事故では個人所有のブロック塀等に被害がでましたが、そのような場合、土砂等の撤去は企業局が行うのですか。

企業局

- ・事故発生翌日の報道では、水道管が破裂したことが事故原因との表現をしていましたが、企業局としては専門家による事故調査委員会により原因究明をしていきたいと考えています。ただし、被災住民の方には非がないため、企業局が土砂の撤去を行いました。

企業局

- ・今回の崩落事故の関係者は、企業局、道路管理者及び斜面の所有者であると考えています。道路管理者はきちんとした構造で道路を管理する義務があると思います。また、崩落した斜面は県から砂防地として指定されており、斜面の所有者には管理義務が生じている可能性も考えられます。

参加者

- ・今回の現場を見ていないのではっきりとは言えませんが、こういった事故調査は原因究明や責任関係が非常に複雑なため、しっかりと取り組んでいただければと思います。